

<特別号>

BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザリー事業部 中国グループ 情報開発チーム

中国銀行業監督管理委員会による「流動資金貸付管理暫定弁法」の公布について

中国銀行業監督管理委員会は、2010年2月12日付けで「流動資金貸付管理暫定弁法」（中国銀行業監督管理委員会令 2010年第1号 以下は「弁法」と略称）と「個人貸付管理暫定弁法」（中国銀行業監督管理委員会令 2010年第2号）を公布し、いずれも即日施行された。2009年7月に公布された「固定資産貸付管理暫定弁法（中国銀行業監督管理委員会令 2009年第1号）」¹と「プロジェクトファイナンス業務手引」（銀監発〔2009〕71号）と併せて、金融機構の貸付業務管理に係わる法律法規の枠組みを確立するようになった。固定資産貸付、流動資産貸付、個人貸付、プロジェクトファイナンスといった貸付資金用途に応じて、貸付管理規則を制定し、貸付資金の安全性を確保し、信用リスクを有効に防止し、更に貸付業務管理を強化し、規範化することを目的としている。

「流動資金貸付管理暫定弁法」に関しては、2009年7月30日付けで、中国銀行業監督管理委員会により「流動資金貸付管理暫定弁法」（意見徴収稿）²が公布されていた。徴収された意見に基づき、更に修正を行い、このたび正式な規定として公布された。「弁法」は、総則、受理と調査、リスク評価と審査承認、契約の締結、実行と支払、貸付の事後管理、法律責任と附則の八章から成っており、主に流動資金貸付に係わる業務フロー管理の強化、流動資金貸付の用途制限の更なる明文化、借入契約における貸付リスク防止とコントロール、支払管理の強化、貸付の事後管理の強化等内容が含まれ、ポイントとしては以下の三点が上げられる。

一、流動資金貸付の用途制限について

流動資金貸付が固定資産投資等流動資金需要以外の用途に流用されることを防ぐために、「弁法」の第九条では、「貸付人は借入人との間で、明確で合法的な資金用途を約定しなければならない。」と規定している。また、「流動資金貸付は固定資産、株などの投資や国が禁止する生産、経営の領域や用途に使用してはならない。」と流動資金貸付資金の禁止すべき用途も明確しており、更に「流動資金貸付は流用してはならず、貸付人は契約に基づき流動資金貸付の使用状況を検査し監督することを約定しなければならない。」と流動資金貸付の使用状況への監督管理を強化する条項も含まれている。

¹ 「固定資産貸付管理暫定弁法」の対訳は、以下URLをご参照ください。

⇒ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/309080501.pdf>

² 「流動資金貸付管理暫定弁法」（意見徴収稿）の対訳は、以下URLをご参照ください。

⇒ <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/309080502.pdf>

二、支払管理強化について

流動資金貸付の支払に対して、固定資産貸付と同じように貸付人による「受託支払」と借入人による「自主支払」との二種類の支払方式が定められている。但し、「固定資産貸付管理暫定弁法」で、固定資産貸付に係わる貸付人による「受託支払」適用の支払金額基準³が明確に規定されているのに対して、本「弁法」では、流動資金貸付に対し貸付人による「受託支払」を適用することが規定されているものの、支払金額基準については明確に規定されておらず、各貸付人が借入人の業界特徴、経営規模、管理水準、信用状況等要素と貸付業務の種類に基づき、合理的に約定すると定められている。支払管理強化の詳細内容は下表をご参照ください。

支払管理強化	支払方式	貸付人による「受託支払」	貸付人が借入人の借入申込書（Drawdown Notice）と支払委託に基づき、貸付資金を、契約で約定された使途に合致する借入人の支払先に支払うことを指す。
		借入人による「自主支払」	貸付人が借入人の借入申込書（Drawdown Notice）に基づき、貸付資金を借入人の口座に入金した後、借入人が契約で約定された使途に合致する借入人の支払先に自ら支払うことを指す。
	貸付人による「受託支払」方式採用の条件（原則として）		（一）借入人と新規与信取引関係を築き、且つ借入人の信用状況が一般的である。 （二）支払対象が明確で一件当たりの支払金額が比較的大きい。 （三）貸付人が認定したその他の場合。
	支払の関連審査	貸付人による「受託支払」方式を採用する場合	貸付人は、約定された使途により、借入人が提出した借入申込書（Drawdown Notice）に記載された資金の受入人、支払金額などの情報が関連取引契約書等のエビデンスに合致するかを審査承認する。審査承認し同意した後、貸付人は借入人の口座を通じて借入人の取引先に支払わなければならない
		借入人による「自主支払」方式を採用する場合	貸付人は、貸付資金の支払状況の定期的な集計報告を借入人に要求し、且つ口座の分析、証憑の検査確認、オンサイト調査などの方式を通じて、貸付の支払が約定された使途に合致しているか確認の検査をすること。

三、貸付の事後管理強化について

「弁法」では、貸付人に貸付資金の実行後の管理強化を要求しており、貸付人が借入人に対して定期又は不定期にオンサイト検査とオフサイト・モニタリングを行うことが求められる。貸付人が借入人に対して、借入契約における資金回収専用口座の指定と当該口座の入出金状況の提供を要求するように規定している。また、貸付人が借入人の信用状況及び融資状況に基づき、借入人との間に口座管理契約を締結し、指定された資金回収専用口座の入出資金について監督管理を約定することができる。

なお、具体的な事務手続きについて、別途ご案内申し上げます。

（三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 企画部調査チーム）

³「固定資産貸付管理暫定弁法」の第二十五条に、「一件当たり金額が、プロジェクトの総投資の5%を超過する或いは500万人民元を超過する貸付資金の支払は、貸付人による受託支払方式を採用しなければならない。」と規定している。

以下は「弁法」の原文と仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
中国銀行業監督管理委員会令 2010 年第 1 号 『流动资金贷款管理暂行办法』已经中国银行业监督管理委员会第 72 次主席会议通过,现予公布,并自发布之日起施行。 主席: 刘明康 二〇一〇年二月十二日 流动资金贷款管理暂行办法 第一章 总则 第一条 为规范银行业金融机构流动资金贷款业务经营行为,加强流动资金贷款审慎经营管理,促进流动资金贷款业务健康发展,依据《中华人民共和国银行业监督管理法》、《中华人民共和国商业银行法》等有关法律法规,制定本办法。 第二条 中华人民共和国境内经中国银行业监督管理委员会批准设立的银行业金融机构(以下简称贷款人)经营流动资金贷款业务,应遵守本办法。 第三条 本办法所称流动资金贷款,是指贷款人向企(事)业法人或国家规定可以作为借款人的其他组织发放的用于借款人日常生产经营周转的本外币贷款。 第四条 贷款人开展流动资金贷款业务,应当遵循依法合规、审慎经营、平等自愿、公平诚信的原则。 第五条 贷款人应完善内部控制机制,实行贷款全流程管理,全面了解客户信息,建立流动资金贷款风险管理制度和有效的岗位制衡机制,将贷款管理各环节的责任落实到具体部门和岗位,并建立各岗位的考核和问责机制。 第六条 贷款人应合理测算借款人营运资金需求,审慎确定借款人的流动资金授信总额及具体贷款的额度,不得超过借款人的实际需求发放流动资	中国銀行業監督管理委員会令 2010 年第 1 号 『流動資金貸付管理暫定弁法』が中国銀行業監督管理委員会第 72 回主席会議を通過したので、ここに公布し、発布日より施行する。 主席: 劉明康 二〇一〇年二月十二日 流動資金貸付管理暫定弁法 第一章 総則 第一条 銀行業金融機関の流動資金貸付の運営を規範化し、流動資金貸付の慎重な運営管理を強化し、流動資金貸付業務の健全な発展を促進するため、「中華人民共和国銀行業監督管理法」、「中華人民共和国商業銀行法」等の法律法規に基づき、本弁法を制定する。 第二条 中華人民共和国の域内において中国銀行業監督管理委員会の認可を受けて設立された金融機構(以下貸付人)が流動資金貸付業務を運営する場合、本弁法を遵守しなければならない。 第三条 本弁法にいう流動資金貸付とは、貸付人が企業(事業)法人或いは国家规定により借入人となることのできるその他の組織に対し実行し、借入人の日常の生産・経営の運転に用いられる人民元・外貨建ての貸付を指す。 第四条 貸付人が流動資金貸付業務を行う場合、法令遵守、慎重な経営、平等自主、公平誠実の原則を遵守しなければならない。 第五条 貸付人は、内部統制を改善し、貸付の全フロー管理を実行し、顧客情報を全面的に理解し、流動資金貸付リスク管理制度と有効な担当者間の相互牽制体制を確立、貸付管理の各段階における責任を具体的な部門と担当者に確実に負わせ且つ担当者に対する考課と問責制度を確立しなければならない。 第六条 貸付人は合理的に借入人の運営資金の需要を算定しなければならない、慎重に借入人の流動資金与信総額及び具体的な貸付限度額を確定し、

金贷款。 贷款人应根据借款人生产经营的规模和周期特点，合理设定流动资金贷款的业务品种和期限，以满足借款人生产经营的资金需求，实现对贷款资金回笼的有效控制。 第七条 贷款人应将流动资金贷款纳入对借款人及其所在集团客户的统一授信管理，并按区域、行业、贷款品种等维度建立风险限额管理制度。 第八条 贷款人应根据经济运行状况、行业发展规律和借款人的有效信贷需求等，合理确定内部绩效考核指标，不得制订不合理的贷款规模指标，不得恶性竞争和突击放贷。 第九条 贷款人应与借款人约定明确、合法的贷款用途。 流动资金贷款不得用于固定资产、股权等投资，不得用于国家禁止生产、经营的领域和用途。 流动资金贷款不得挪用，贷款人应按照合同约定检查、监督流动资金贷款的使用情况。 第十条 中国银行业监督管理委员会依照本办法对流动资金贷款业务实施监督管理。	借入人の実需を超過して、流動資金を貸付けてはならない。 貸付人は借入人の経営規模や回転期間の特性に基づき、合理的に流動資金貸付の業務種類と期限を設定し、借入人の経営生産の資金需要を満たして、貸付金回収に対して有効的なコントロールを実現しなければならない。 第七条 貸付人は、流動資金貸付を借入人及び借入人の所属するグループ顧客に対する総合与信管理に組み入れ、且つ地域、業界、貸付種類等によりリスク限度額管理制度を確立しなければならない。 第八条 貸付人は経済状況、業界発展の規則や借入人の有効な貸付需要等に基づき、合理的に内部実績の考課指標を確定し、不合理な貸付規模指標の制定や悪質な競争と集中的な貸付を行ってはならない。 第九条 貸付人は借入人との間で、明確で合法的な資金使途を約定しなければならない。 流動資金貸付は固定資産、株式等への投資や国が禁止する生産、経営の領域や用途に使用してはならない。 流動資金貸付は流用してはならず、貸付人は契約に基づき流動資金貸付の使用状況を検査し監督することを約定しなければならない。 第十条 中国銀行業監督管理委員会は、本弁法に従い、貸付人の流動資金貸付業務に対し検査監督を実施する。
第二章 受理与调查 第十一条 流动资金贷款申请应具备以下条件： （一）借款人依法设立； （二）借款用途明确、合法； （三）借款人生产经营合法、合规； （四）借款人具有持续经营能力，有合法的还款来源； （五）借款人信用状况良好，无重大不良信用记录； （六）贷款人要求的其他条件。 第十二条 贷款人应对流动资金贷款申请材料的方式和具体内容提出要求，并要求借款人恪守	第二章 受理と審査 第十一条 流動資金貸付の申請は以下の条件を具備しなければならない。 （一）借入人が法律に基づき設立されたこと。 （二）借入金の使途が明確、且つ合法であること。 （三）借入人の生産・経営が法律、規定に合致していること。 （四）借入人が持続的な経営能力を有し、合法的な返済原資を有すること。 （五）借入人の信用状況が良好であり、重大な不良記録がないこと。 （六）貸付人が要求するその他の条件。 第十二条 貸付人は、流動資金貸付申請資料の方式と具体的な内容の提出を要求し、且つ借入人が

诚实守信原则，承诺所提供材料真实、完整、有效。

第十三条 贷款人应采取现场与非现场相结合的形式履行尽职调查，形成书面报告，并对其内容的真实性、完整性和有效性负责。尽职调查包括但不限于以下内容：

- （一）借款人的组织架构、公司治理、内部控制及法定代表人和经营管理团队的资信等情况；
- （二）借款人的经营范围、核心主业、生产经营、贷款期内经营规划和重大投资计划等情况；
- （三）借款人所在行业状况；
- （四）借款人的应收账款、应付账款、存货等真实财务状况；
- （五）借款人营运资金总需求和现有融资性负债情况；
- （六）借款人关联方及关联交易等情况；
- （七）贷款具体用途及与贷款用途相关的交易对手资金占用等情况；
- （八）还款来源情况，包括生产经营产生的现金流、综合收益及其他合法收入等；
- （九）对有担保的流动资金贷款，还需调查抵（质）押物的权属、价值和变现难易程度，或保证人的保证资格和能力等情况。

第三章 风险评价与审批

第十四条 贷款人应建立完善的风险评价机制，落实具体的责任部门和岗位，全面审查流动资金贷款的风险因素。

第十五条 贷款人应建立和完善内部评级制度，采用科学合理的评级和授信方法，评定客户信用等级，建立客户资信记录。

第十六条 贷款人应根据借款人经营规模、业务特征及应收账款、存货、应付账款、资金循环周期等要素测算其营运资金需求（测算方法参考附件），综合考虑借款人现金流、负债、还款能力、担保等因素合理确定贷款结构，包括金额、期限、利率、担保和还款方式等。

誠実信義の原則を守り、提出する資料が真実で、完全で、有効であることを承諾するよう要求する。

第十三条 貸付人はオンサイトとオフサイトとの形式を両方採用してデューディリジェンス調査を行い、書面報告を作成し、また報告内容の真実性、完全性と有効性に責任を負う。デューディリジェンス調査の主要内容は以下を含むが、それらに限られるものではない。

- （一）借入人の組織構造、企業統治、内部統制、法定代表人者及び経営管理層の資本信用状況。
- （二）借入人の経営範囲、コア事業、生産経営、借入期間中の経営計画及び重要投資計画等の状況。
- （三）借入人の所属業界の状況
- （四）借入人の売掛金、買掛金及び在庫品等の真正な財務状況。
- （五）借入人の運営資金総需要と現有の融資性負債状況。
- （六）借入人の関連者及び関連取引等の状況。
- （七）貸付の具体的な使途及びそれに関連する取引相手の資金占用等の状況。
- （八）借入人の返済原資状況：生産経営の過程で発生するキャッシュフロー、総合収益及び他の合法的な収入等を含む。
- （九）担保付流動資金貸付に対しては、担保物件の権利の所在、価値、売却難易度或いは保証人の保証資格と能力等の状況を調査する。

第三章 リスク評価と審査承認

第十四条 貸付人は、完全なリスク評価制度を確立し、具体的な責任部門と担当者を定め、流動資金貸付のリスク要素を全面的に審査しなければならない。

第十五条 貸付人は内部格付制度を構築完備し、科学的、合理的な格付と与信方法を採用し、借入人の信用評価を行い、借入人の信用記録を作成しなければならない。

第十六条 貸付人は、借入人の経営規模、事業特性及び売掛金、在庫品、買掛金、資金回転期間等の要素に基づき、借入人の運転資金需要を算出し、（算出方法は添付ファイルをご参照）、借入人のキャッシュフロー、負債、返済能力、担保等の要素を総合的に考え、金額、期限、金利、担保と返済

第十七条 贷款人应根据贷审分离、分级审批的原则，建立规范的流动资金贷款评审制度和流程，确保风险评价和信贷审批的独立性。 贷款人应建立健全内部审批授权与转授权机制。审批人员应在授权范围内按规定流程审批贷款，不得越权审批。 第四章 合同签订 第十八条 贷款人应和借款人及其他相关当事人签订书面借款合同及其他相关协议，需担保的应同时签订担保合同。 第十九条 贷款人应在借款合同中与借款人明确约定流动资金贷款的金额、期限、利率、用途、支付、还款方式等条款。 第二十条 前条所指支付条款，包括但不限于以下内容： （一）贷款资金的支付方式和贷款人受托支付的金额标准； （二）支付方式变更及触发变更条件； （三）贷款资金支付的限制、禁止行为； （四）借款人应及时提供的贷款资金使用记录和资料。 第二十一条 贷款人应在借款合同中约定由借款人承诺以下事项： （一）向贷款人提供真实、完整、有效的材料； （二）配合贷款人进行贷款支付管理、贷后管理及相关检查； （三）进行对外投资、实质性增加债务融资，以及进行合并、分立、股权转让等重大事项前征得贷款人同意；	方式等を含む貸付構造を合理的に確定しなければならない。 第十七条 貸付人は、「貸出と審査の分離、格付による審査」原則に基づき、規範化された流動資金貸付評価制度と作業フローを確立し、リスク評価と貸付審査の独立性を確保しなければならない。 貸付人は、内部審査権限と権限変更メカニズムを構築しなければならない。審査人は権限内で規定されたフローによって審査を行い、権限を越えてはならない。 第四章 契約の締結 第十八条 貸付人は、借入人及び他の関連当事者と書面の借入契約及びその他の関連協議を締結し、担保が必要な場合、同時に担保契約も締結しなければならない。 第十九条 貸付人は、借入人と借入契約において、流動資金貸付の金額、期限、金利、使途、支払、返済方式等条項を明確に約定しなければならない。 第二十条 前条でいう資金支払条項は、以下の内容を含むが、それらに限られるものではない。 （一）貸付資金の支払方式及び貸付人受託支払の金額標準。 （二）支払方式の変更及び変更を引き起こす条件。 （三）貸付資金支払の制限、禁止行為。 （四）借入人が遅滞なく提供すべき貸付資金の使用記録と関連資料。 第二十一条 貸付人は、借入契約において、借入人が以下の事項を承諾することを約定しなければならない。 （一）貸付人に真正、完全且つ有効な資料提供すること。 （二）貸付人と協力して、貸付支払管理、貸付後の管理及び関連検査を実施すること。 （三）対外投資、実質的な債務増加となる融資の実行及び、合併、分立、出資持分譲渡等重大な事項については、事前に貸付人の同意を取得すること。
---	--

(四) 贷款人有权根据借款人资金回笼情况提前收回贷款; (五) 发生影响偿债能力的重大不利事项时及时通知贷款人。 第二十二條 贷款人应与借款人在借款合同中约定, 出现以下情形之一时, 借款人应承担的违约责任和贷款人可采取的措施: (一) 未按约定用途使用贷款的; (二) 未按约定方式进行贷款资金支付的; (三) 未遵守承诺事项的; (四) 突破约定财务指标的; (五) 发生重大交叉违约事件的; (六) 违反借款合同约定的其他情形的。	(四) 貸付人は、借入人の資金回収状況によって、貸付を前倒し回収する権利を有すること。 (五) 返済能力に影響する重大な不利益な事項が発生した場合、遅滞なく貸付人に通知すること。 第二十二條 貸付人は、契約において、借入人との間で以下の状況のうち、いずれか一つの事由が発生した場合、借入人が引き受けるべき違約責任と貸付人が講ずることのできる措置を約定しなければならない: (一) 借入人が約定された使途どおりに貸付資金を使用しない場合。 (二) 約定された方式どおり貸付資金を支払わない場合。 (三) 承諾事項を遵守しない場合。 (四) 約定された財務指標が超過した場合。 (五) 重大なクロス・デフォルト事件が発生した場合。 (六) 貸付契約で約定したその他の状況に違反した場合。
第五章 发放和支付 第二十三條 贷款人应设立独立的责任部门或岗位, 负责流动资金贷款发放和支付审核。 第二十四條 贷款人在发放贷款前应确认借款人满足合同约定的提款条件, 并按照合同约定通过贷款人受托支付或借款人自主支付的方式对贷款资金的支付进行管理与控制, 监督贷款资金按约定用途使用。 贷款人受托支付是指贷款人根据借款人的提款申请和支付委托, 将贷款通过借款人账户支付给符合合同约定用途的借款人交易对象。 借款人自主支付是指贷款人根据借款人的提款申请将贷款资金发放至借款人账户后, 由借款人自主支付给符合合同约定用途的借款人交易对象。 第二十五條 贷款人应根据借款人的行业特征、经营规模、管理水平、信用状况等因素和贷款业务品种, 合理约定贷款资金支付方式及贷款人受托支付的金额标准。	第五章 実行と支払 第二十三條 貸付人は、独立した責任部門或いは担当者を設置し、流動資金の貸付の実行と支払の審査の責任を負わなければならない。 第二十四條 貸付人は、貸付の実行前に、借入人が契約で約定された引出条件を満たしていることを確認し、且つ契約で約定した貸付人による受託支払或いは借入人による自主支払方式に基づいて、貸付資金の支払に対し管理及びコントロールし、貸付資金の約定に基づいて使用されていることを監督しなければならない。 貸付人による受託支払とは、貸付人が借入人の引出申請と支払委託に基づき、貸付資金を借入人の口座を通じて、契約で約定された使途に合致する借入人の取引先に支払うことを指す。 借入人による自主支払とは、貸付人が借入人の引出申請に基づき、貸付資金を借入人の口座に入金した後、借入人が契約で約定された使途に合致する借入人の取引先に自ら支払うことを指す。 第二十五條 貸付人は借入人の業界特性、経営規模、管理水準、信用状況等要素と貸付業務種類に基づき、貸付資金の支払方式及び貸付人による受託支払の金額標準を合理的に約定しなければならない

第二十六条 具有以下情形之一的流动资金贷款，原则上应采用贷款人受托支付方式：

- （一）与借款人新建立信贷业务关系且借款人信用状况一般；
- （二）支付对象明确且单笔支付金额较大；
- （三）贷款人认定的其他情形。

第二十七条 采用贷款人受托支付的，贷款人应根据约定的贷款用途，审核借款人提供的支付申请所列支付对象、支付金额等信息是否与相应的商务合同等证明材料相符。审核同意后，贷款人应将贷款资金通过借款人账户支付给借款人交易对象。

第二十八条 用借款人自主支付的，贷款人应按借款合同约定要求借款人定期汇总报告贷款资金支付情况，并通过账户分析、凭证查验或现场调查等方式核查贷款支付是否符合约定用途。

第二十九条 贷款支付过程中，借款人信用状况下降、主营业务盈利能力不强、贷款资金使用出现异常的，贷款人应与借款人协商补充贷款发放和支付条件，或根据合同约定变更贷款支付方式、停止贷款资金的发放和支付。

第六章 贷后管理

第三十条 贷款人应加强贷款资金发放后的管理，针对借款人所属行业及经营特点，通过定期与不定期现场检查与非现场监测，分析借款人经营、财务、信用、支付、担保及融资数量和渠道变化等状况，掌握各种影响借款人偿债能力的风险因素。

第三十一条 贷款人应通过借款合同的约定，要求借款人指定专门资金回笼账户并及时提供该账户资金进出情况。

贷款人可根据借款人信用状况、融资情况等，与

ない。

第二十六条 以下状況のいずれかにある場合、原則として貸付人による受託支払方式を採用しなければならない。

- （一） 借入人と新規に貸付業務関係を築き、且つ借入人の信用状況が一般的である。
- （二） 支払対象が明確で一件当たりの支払金額が比較的大きい。
- （三） 貸付人が認定したその他の状況。

第二十七条 貸付人による受託支払を採用する場合、貸付人は、約定された使途により、借入人が提出した支払申請に記載された資金の受入人、支払金額などの情報が関連取引契約書等のエビデンスに合致するかを審査確認する。審査確認し同意した後、貸付人は借入人の口座を通じて借入人の取引先に支払わなければならない。

第二十八条 借入人による自主支払方式を採用する場合、貸付人は、貸付資金の支払状況の定期的な集計報告を借入人に要求し、且つ口座の分析、証憑の検査確認、オンサイト調査などの方式を通じて、貸付の支払が約定された使途に合致しているか確認の検査をしなければならない。

第二十九条 貸付の支払の過程において、借入人の信用状況が低下した場合、主要業務の収益力が強くなった場合、貸付資金の使用に異常が生じた場合、貸付人は、借入人との間で貸付の実行と支払の条件を協議して補足する、或いは契約の約定に基づき貸付支払方式を変更するか、貸付資金の実行と支払を停止する。

第六章 貸付の事後管理

第三十条 貸付人は、貸付資金の実行後の管理を強化しなければならない。借入人の所属業界及び経営特性に基づき、定期或いは不定期にオンサイト検査とオフサイト・モニタリングを行い、借入人の経営、財務、信用、支払、担保及び融資量とルートの変化等の状況を分析し、各種借入人の償還能力に影響するリスク要素を把握しなければならない。

第三十一条 貸付人は貸付契約の約定を通じて、借入人に資金回収専用口座を指定し、当該口座の入出金状況を遅滞なく提供することを要求する。

貸付人は借入人の信用状況、融資状況などに基づ

借款人协商签订账户管理协议，明确约定对指定账户回笼资金进出的管理。

贷款人应关注大额及异常资金流入流出情况，加强对资金回笼账户的监控。

第三十二条 贷款人应动态关注借款人经营、管理、财务及资金流向等重大预警信号，根据合同约定及时采取提前收贷、追加担保等有效措施防范化解贷款风险。

第三十三条 贷款人应评估贷款品种、额度、期限与借款人经营状况、还款能力的匹配程度，作为与借款人后续合作的依据，必要时及时调整与借款人合作的策略和内容。

第三十四条 贷款人应根据法律法规规定和借款合同的约定，参与借款人大额融资、资产出售以及兼并、分立、股份制改造、破产清算等活动，维护贷款人债权。

第三十五条 流动资金贷款需要展期的，贷款人应审查贷款所对应的资产转换周期的变化原因和实际需要，决定是否展期，并合理确定贷款展期期限，加强对展期贷款的后续管理。

第三十六条 流动资金贷款形成不良的，贷款人应对其进行专门管理，及时制定清收处置方案。对借款人确因暂时经营困难不能按期归还贷款本息的，贷款人可与其协商重组。

第三十七条 对确实无法收回的不良贷款，贷款人按照相关规定对贷款进行核销后，应继续向债务人追索或进行市场化处置。

第七章 法律责任

第三十八条 贷款人违反本办法规定经营流动资金贷款业务的，中国银行业监督管理委员会应当责令其限期改正。贷款人有下列情形之一的，中国银行业监督管理委员会可采取《中华人民共和国银行业监督管理法》第三十七条规定的监管措

き、借入人と協議の上、口座管理契約を締結し、指定された資金回収口座に対する入出金管理を明確に約定することができる。

貸付人は、多額及び異常な資金流入流出状況に注意し、資金回収口座への監督を強化しなければならない。

第三十二条 貸付人は借入人の経営、管理、財務及び資金流動の方向等重大な警戒信号に注意し、契約約定に基づき、遅滞なく前倒し貸付回収、担保追加等の有効措置を取り、貸付リスクを防止・解消させなければならない。

第三十三条 貸付人は貸付種類、限度額、期限と借入人の経営状況、返済能力との適合程度を評価し、これを借入人との継続協力の根拠とし、必要な場合、借入人との協力の戦略と内容を遅滞なく調整しなければならない。

第三十四条 貸付人は法律、法規および貸付契約の約定に基づき、借入人の大口融資、資産売却、及び再編、分割、株式化、破産、清算等の活動に関与し、貸付人の債権を保護しなければならない。

第三十五条 流動資金貸付の期日延長が必要な場合、貸付人は貸付に対応する資産回転期間周期の変化の原因と実際の需要を審査し、延長可否を決定し、同時に、貸付延長期限を合理的に確定し、延長後の貸付の継続管理を強化しなければならない。

第三十六条 流動資金貸付が不良化した場合、貸付人は、専門的な管理を行い且つ回収或いは救済措置を遅滞なく講じなければならない。借入人が一時的な経営困難により期日通りに貸付元利金を返済できない場合、貸付人は貸付のリスケジュールを借入人と協議することができる。

第三十七条 確実に回収が不可能である不良貸付に対して、貸付人は関連規定に従って、貸付に対して償却を行った後、継続して債務者に遡及或いは市場化による処理を行わなければならない。

第七章 法律責任

第三十八条 貸付人が本弁法に違反し、流動資金貸付業務を行った場合、中国銀行業監督管理委員会は、期限を定めて是正を命じなければならない。貸付人が以下の事情のうち、いずれか一つに該当する場合、中国銀行業監督管理委員会は、『中華人

施： （一）流动资金贷款业务流程有缺陷的； （二）未将贷款管理各环节的责任落实到具体部门和岗位的； （三）贷款调查、风险评价、贷后管理未尽职的； （四）对借款人违反合同约定的行为应发现而未发现，或虽发现但未及时采取有效措施的。 第三十九条 贷款人有下列情形之一的，中国银行业监督管理委员会除按本办法第三十八条采取监管措施外，还可根据《中华人民共和国银行业监督管理法》第四十六条、第四十八条对其进行处罚： （一）以降低信贷条件或超过借款人实际资金需求发放贷款的； （二）未按本办法规定签订借款合同的； （三）与借款人串通违规发放贷款的； （四）放任借款人将流动资金贷款用于固定资产投资、股权投资以及国家禁止生产、经营的领域和用途的； （五）超越或变相超越权限审批贷款的； （六）未按本办法规定进行贷款资金支付管理与控制的； （七）严重违反本办法规定的审慎经营规则的其他情形的。 第八章 附则 第四十条 贷款人应依据本办法制定流动资金贷款管理实施细则及操作规程。 第四十一条 本办法由中国银行业监督管理委员会负责解释。 第四十二条 本办法自发布之日起施行。	民共和国銀行業監督管理法』第三十七條の規定に基づき監督管理措置を講ずることができる。 （一）流動資金貸付の業務フローに欠陥がある場合。 （二）本弁法の要求により貸付管理の各段階での責任を具体的な部門と担当者に負わせていない場合。 （三）貸付調査、リスク評価の職責を果たしていない場合。 （四）借入人の契約の約定違反行為を発見すべきところ、発見していない、または発見したが、遅滞なく有効な措置を講じていない場合。 第三十九条 貸付人が以下の事情のうち、いずれか一つに該当する場合、中国銀行業監督管理委員会は本弁法の第三十八條の規定により監督管理措置を講ずる以外に、『中華人民共和國銀行業監督管理法』の第四十六條、第四十八條に基づき処罰することができる。 （一）貸付条件を引き下げ、又は借入人の資金需要を超過して貸付を実行する場合。 （二）本弁法の規定に基づき貸付契約を締結していない場合。 （三）借入人と通じて規定に違反し流動資産貸付を実行した場合。 （四）借入人が流動資金貸付を固定資産投資、株式投資及び国が禁止する生産、経営の領域と用途に使用することを放任した場合。 （五）権限を越えて、或いは権限を偽装し貸付を審査承認した場合。 （六）本弁法の規定に基づき貸付資金の支払管理とコントロールを行っていない場合。 （七）その他の本弁法の規定する慎重経営規則に対する重大な違反行為があった場合。 第八章 附則 第四十条 貸付人は、本弁法に従い、流動資金貸付管理の細則及び操作規定を制定しなければならない。 第四十一条 本弁法は中国銀行業監督管理委員会が解釈の責任を負う。 第四十二条 本弁法は公布日から施行する。
---	--

中国語原文	日本語仮訳
附件： 流动资金贷款需求量的测算参考 流动资金贷款需求量应基于借款人日常生产经营所需营运资金与现有流动资金的差额（即流动资金缺口）确定。一般来讲，影响流动资金需求的关键因素为存货（原材料、半成品、产成品）、现金、应收账款和应付账款。同时，还会受到借款人所属行业、经营规模、发展阶段、谈判地位等重要因素的影响。银行业金融机构根据借款人当期财务报告和业务发展预测，按以下方法测算其流动资金贷款需求量： 一、估算借款人营运资金量 借款人营运资金量影响因素主要包括现金、存货、应收账款、应付账款、预收账款、预付账款等。在调查基础上，预测各项资金周转时间变化，合理估算借款人营运资金量。在实际测算中，借款人营运资金需求可参考如下公式： 营运资金量＝上年度销售收入×（1－上年度销售利润率）×（1＋预计销售收入年增长率）/营运资金周转次数 其中：营运资金周转次数＝360/（存货周转天数＋应收账款周转天数－应付账款周转天数＋预付账款周转天数－预收账款周转天数） 周转天数＝360/周转次数 应收账款周转次数＝销售收入/平均应收账款余额 预收账款周转次数＝销售收入/平均预收账款余额 存货周转次数＝销售成本/平均存货余额 预付账款周转次数＝销售成本/平均预付账款余额 应付账款周转次数＝销售成本/平均应付账款余额 二、估算新增流动资金贷款额度 将估算出的借款人营运资金需求量扣除借款人自有资金、现有流动资金贷款以及其他融资，即可估算出新增流动资金贷款额度。 新增流动资金贷款额度＝营运资金量－借款人自有资金－现有流动资金贷款－其他渠道提供的营运资金 三、需要考虑的其他因素 （一）各银行业金融机构应根据实际情况	添付資料： 流動資金貸出需要量の計算 流動資金貸出需要量は借入人の日常生産経営に必要な運営資金と手許流動資金の差額（収支ズレ）で決定する。一般的に、流動資金需要を影響する要因は在庫（原材料、仕掛品、製品）、現金、売掛金と買掛金である。また、当該需要は借入人の所属業界、経営規模、発展段階、交渉力（相手先との力関係）などの影響も受ける。銀行業金融機構は借入人当期の財務諸表や業務発展計画を基に、下記の方法により流動資金貸出需要量を算出する： 一、借入人運営資金量の試算 借入人運営資金量に影響する要因は主に預金、在庫、売掛金、買掛金、前受金、前払金などである。調査を基に、各項目の資金回転期間変化を予測し、合理的に借入人の運営資金量を試算する。実際に計算する際、下記の計算式を参考にしてください： 運営資金量＝前年度売上×（1－前年度売上利益率）×（1＋予想売上年成長率）/運営資金回転回数 そのうち：運営資金回転回数＝360/（在庫回転日数＋売掛金回転日数－買掛金回転日数＋前払金回転日数－前受金回転日数） 回転日数＝360/回転回数 売掛金回転回数＝売上/平均売掛金残高 前受金回転回数＝売上/平均前受金残高 在庫回転回数＝営業コスト/平均在庫残高 前払金回転回数＝営業コスト/平均前払金残高 買掛金回転回数＝営業コスト/平均買掛金残高 二、新規増加の流動資金貸出限度額の試算 算出した借入人運営資金需要量から借入人の自己資金、手許流動資金貸出及びその他の融資を控除すれば、新規増加の流動資金貸出限度額が算出できる。 新規増加流動資産貸出限度額＝運営資金量－借入人自己資金－手許流動資金貸出－その他の運営資金 三、考量すべきその他の要素 （一）各銀行業金融機構は実際の状況や未来の発

和未来发展情况（如借款人所属行业、规模、发展阶段、谈判地位等）分别合理预测借款人应收账款、存货和应付账款的周转天数，并可考虑一定的保险系数。 （二）对集团关联客户，可采用合并报表估算流动资金贷款额度，原则上纳入合并报表范围内的成员企业流动资金贷款总和不能超过估算值。 （三）对小企业融资、订单融资、预付租金或者临时大额债项融资等情况，可在交易真实性的基础上，确保有效控制用途和回款情况下，根据实际交易需求确定流动资金额度。 （四）对季节性生产借款人，可按每年的连续生产时段作为计算周期估算流动资金需求，贷款期限应根据回款周期合理确定。	展状况（例えば借入人所属業界、経営規模、発展段階、交渉力など）により合理的に借入人の売掛金、在庫や買掛金の回転日数を予測し、一定の保証係数も考えなければならない。 （二）グループ顧客について、連結財務諸表を利用して流動資産限度額を試算し、原則的に連結財務諸表に入る個社の流動資金貸出合計は試算値を超えてはならない。 （三）小企業融資、受注融資、前払家賃或いは一時的な大口債権融資などの状況について、真実の取引を基に、使途と返済状況を有効にコントロールし、実際の取引需要により流動資金限度額を確定する。 （四）季節性の生産借入人について、毎年の連続生産時期を回転期とし、流動資金需要を試算する。貸出期限は返済回転期により合理的に決定する。
---	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司 審査部】

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行（中国）有限公司企画部調査チーム

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大廈 4 階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext. 233
 上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亞大廈 20 階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext. 4250